

# 愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画 (案)

2020 年 3 月

# 目次

## 第一章 ギャンブル等依存症対策の基本的な考え方等

### I はじめに

- 1 計画策定の趣旨 ..... 1
- 2 計画の性格、期間、基本理念及び基本的な考え方 ..... 3
- 3 国、地方公共団体、関係事業者、国民（県民）等の責務 ..... 4

### II 本県のギャンブル等をめぐる状況

- 1 ギャンブル等の状況 ..... 5
- 2 ギャンブル等依存症問題の状況 ..... 5

### III ギャンブル等依存症対策の方向性 ..... 8

- ※計画の体系図 ..... 9

## 第二章 具体的な施策

### I 発症予防

#### 1 予防教育・普及啓発

- (1) 依存症の理解を深めるための普及啓発 ..... 10
- (2) 関係事業者による普及啓発及び広告に関する取組 ..... 12
- (3) 消費者向けの総合的な情報提供 ..... 15
- (4) 地域における普及啓発及び青少年等に対する普及啓発 ..... 16
- (5) 学校教育における指導 ..... 17
- (6) 金融経済教育における啓発 ..... 18

#### 2 アクセス制限等

- (1) 本人・家族申告によるアクセス制限 ..... 19
- (2) 20歳未満の者等の利用の禁止等 ..... 21
- (3) 競技場内及び営業所内におけるATMや遊技機の設置に関する取組 ..... 24

### II 進行・再発予防及び回復支援

#### 1 相談支援

- (1) ギャンブル等依存症に関する相談支援及び回復支援 ..... 26
- (2) 婦人相談所の相談員・指導者、母子・父子自立支援員、児童相談所職員、障害福祉サービス従事者、発達障害者支援センター職員における適切な支援 ..... 29
- (3) 多重債務相談及び消費生活相談における的確な対応 ..... 31
- (4) 生活保護担当ケースワーカーのギャンブル等依存症問題の知識向上 ..... 32
- (5) 関係事業者における相談支援や治療に繋ぐための取組 ..... 33

#### 2 家族への支援 ..... 36

#### 3 医療提供体制の整備 ..... 38

#### 4 民間団体の活動に対する支援 ..... 40

|            |                                   |           |
|------------|-----------------------------------|-----------|
| 5          | 社会復帰支援                            |           |
| (1)        | 就労支援関係者のギャンブル等依存症問題の知識の向上         | 42        |
| (2)        | ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者の支援           | 43        |
| <b>III</b> | <b>依存症対策の基盤整備</b>                 |           |
| 1          | 依存症対策の体制整備                        |           |
| (1)        | 包括的な連携協力体制の構築                     | 44        |
| (2)        | 関係事業者における責任者等の設置、従業員教育の推進等による体制整備 | 46        |
| 2          | 人材の確保                             | 48        |
| <b>IV</b>  | <b>多重債務問題等への取組</b>                |           |
| 1          | 多重債務問題への取組                        | 50        |
| 2          | 違法なギャンブル等の取締りの強化                  | 51        |
| <b>第三章</b> | <b>ギャンブル等依存症対策の推進体制と進行管理等</b>     | <b>52</b> |

# 第一章 ギャンブル等依存症対策の基本的な考え方等

## I はじめに

### 1 計画策定の趣旨

- ギャンブル等については、多くの人が競馬などの公営競技やぱちんこ等を健全に楽しんでいる一方で、のめり込むことによりギャンブル等依存症と呼ばれる状態に至り、ギャンブル等依存症である者及びその家族の日常生活や社会生活に支障を生じさせるのみならず、多重債務や犯罪等の重大な社会問題を生じさせる場合があります。
- また、ギャンブル等依存症は、早期の支援や適切な治療により回復等が十分可能である一方、ギャンブル等依存症である者や家族が依存症であるという認識を持ちにくいという特性や、医療機関及び相談支援体制が乏しかったり、治療及び支援に関する情報を得にくかったりするなどの理由により、ギャンブル等依存症である者等が必要な治療及び支援を受けられていない現状があります。
- そうした中、国において、2018年10月に「ギャンブル等依存症対策基本法」（以下「基本法」という。）が施行されました。基本法は、ギャンブル等依存症対策に関する基本理念を定めるとともに、国、地方公共団体、関係事業者、国民等の責務及び国や地方公共団体に取り組むべき基本的施策等を示すことにより、「ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与すること」を目的としています。
- また、基本法においては、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るための、ギャンブル等依存症対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）の策定が国に義務付けられるとともに、都道府県についても、「基本計画を基本とするとともに、都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画を策定するよう努めること。」とされました。
- このような状況を踏まえて、本県では、ギャンブル等依存症対策を総合的に推進するため、国が2019年4月に策定した基本計画を基本としつつ、県の実情に即した「愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定することとしました。
- 県は、この計画に基づき、国、市町村、関係事業者及び支援機関等と連携し、ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう支援を充実させることにより、誰もが健康で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指していきます。

○ギャンブル等依存症対策基本法に定める基本理念（第3条）

- 1 ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。
- 2 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

○都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画（第13条第1項）

都道府県は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画を策定するよう努めなければならない。

○ギャンブル等依存症対策基本法に定める基本的施策（第14条～第23条）

|                          |                 |
|--------------------------|-----------------|
| ① 教育の振興等                 | ⑥ 民間団体の活動に対する支援 |
| ② ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施 | ⑦ 連携協力体制の整備     |
| ③ 医療提供体制の整備              | ⑧ 人材の確保等        |
| ④ 相談支援等                  | ⑨ 調査研究の推進等      |
| ⑤ 社会復帰の支援                | ⑩ 実態調査          |

## 2 計画の性格、期間、基本理念及び基本的な考え方

### (1) 計画の性格

この計画は、ギャンブル等依存症対策基本法第13条に規定される「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」です。

### (2) 計画の期間

この計画の期間は、2020年度から2022年度までの3年間とします。

### (3) 計画の基本理念

本計画においては、ギャンブル等依存症対策を推進するため、以下の基本理念を定めます。

ア ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策と円滑な日常生活及び社会生活への支援

イ 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との有機的な連携への配慮

### (4) 取組に関する基本的な考え方

基本理念の実現に向け、以下の基本的な考え方に基づき、具体的な取組を進めます。

#### ア PDCA サイクルによる計画的な不断の取組の推進

計画に定める施策の目標については、適時にその達成状況を調査し、進捗状況を把握し、その対策の効果の評価や国が行う実態調査の結果等を踏まえて、計画の必要な見直しを不断に行います。

#### イ 重層的かつ多段階的な取組の推進

ギャンブル等依存症対策については、ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための措置を適切に講ずる必要があり、重層的かつ多段階的な取組を推進していくことが重要です。このため、この計画においては、教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた知識の普及、ギャンブル等依存症の予防等に資する関係事業者の取組、相談支援等の推進、医療提供体制の整備、社会復帰支援など、様々なアプローチによる取組を推進します。

#### ウ 多機関の連携・協力による総合的な取組の推進

ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連する（ギャンブル等依存症及び関連して生ずるこれらの問題を、以下「ギャンブル等依存症問題」という。）ことに鑑み、ギャンブル等依存症問題の関係機関及び民間団体等は、相互に連携・協力しながら総合的にギャンブル等依存

症対策に関連する取組を進めていくことが重要です。このため、計画においては、これらの連携体制の整備を図るために必要な施策を講じます。

### 3 国、地方公共団体、関係事業者、国民（県民）等の責務

- 「ギャンブル等依存症対策基本法」では、国、地方公共団体、関係事業者（ギャンブル等の実施に係る事業のうちギャンブル等依存症の発症、進行及び再発に影響を及ぼす事業を行う者）、国民、医療・保健・福祉・教育・法務・矯正その他のギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者のそれぞれの責務が定められています。
- 県は、この「愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画」に基づき、国や市町村及び他の機関、民間団体と積極的に連携し、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進していく必要があります。

#### 《それぞれの責務》

##### ＜国＞

- 基本法の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策を総合的に策定し、実施する。

##### ＜地方公共団体（県及び市町村）＞

- 基本法の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策に関し、国との連携を図りつつ、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する。

##### ＜関係事業者＞

- 国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たって、ギャンブル等依存症の予防等（発症、進行及び再発の防止をいう。以下同じ。）に配慮するよう努める。

##### ＜国民（県民）＞

- ギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うよう努める。

##### ＜ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者＞

- 国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力し、ギャンブル等依存症の予防等及び回復に寄与するよう努める。

## II 本県のギャンブル等をめぐる状況

### 1 ギャンブル等の状況

#### (1) 県内にある公営競技の状況

県内にある公営競技場は以下のとおりです。

|               | 競技場名 (所在地)       | 競技施行者       | 2017 年度売上<br>【単位：百万円】 |
|---------------|------------------|-------------|-----------------------|
| 競馬            | 名古屋競馬場 (名古屋市)    | 愛知県競馬組合     | 31,567                |
|               | 中京競馬場 (豊明市)      | JRA 日本中央競馬会 | 注1) 2,747,662         |
| モーター<br>ボート競走 | ボートレース蒲郡 (蒲郡市)   | 蒲郡市         | 83,302                |
|               | ボートレースとこなめ (常滑市) | 常滑市・半田市     | 35,852                |
| 競輪            | 名古屋競輪場 (名古屋市)    | 名古屋競輪組合     | 12,927                |
|               | 豊橋競輪場 (豊橋市)      | 豊橋市         | 12,639                |

注1) 中京競馬場については、JRA 全体の売得金

#### (2) 県内にある遊技場店舗等の状況

県内にある遊技場店舗等の状況は以下のとおりです。

|     | 店舗数    | 機械設置台数    |           |           |
|-----|--------|-----------|-----------|-----------|
|     |        | ぱちんこ遊技機   | 回胴式遊技機    | 合計        |
| 愛知県 | 556 か所 | 176,820 台 | 108,861 台 | 285,681 台 |

\* 2018 年 12 月 31 日現在

出展：全日本遊技事業協同組合連合会 HP

### 2 ギャンブル等依存症問題の状況

#### (1) ギャンブル等依存症とは

- 依存症とはやめたくてもやめられない状態に陥ることであり、その種類は大きく分けて「物質への依存」と「プロセスへの依存」の2種類があります。ギャンブル等依存症は特定の行為や過程に必要以上に熱中し、のめりこんでしまう「プロセスへの依存」にあたります。
- 基本法においては、ギャンブル等依存症を、「ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。）にのめり込むことにより日常生活または社会生活に支障が生じている状態」と定義し、医学的な側面に限らず、社会的な側面にも着目して、支援を必要とする人たちに対し、対策がとられるようにすることをその趣旨としています。

#### (2) ギャンブル等依存症の状況

2016 年度から 2018 年度までの 3 か年の調査研究の中で、2017 年度、国立研究開発法人日本医療研究開発機構において、国内のギャンブル等依存症についての疫学調査が行われています。

同調査では、調査対象者の過去 1 年以内のギャンブル等の経験の評価結果から、「ギャンブル等依存症が疑われる者」の割合を、成人人口の 0.8% と推計しています。



### (3) ギャンブル等依存症問題の状況

基本法においては、ギャンブル等依存症にとどまらず、これに関連して生ずる多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題を広くギャンブル等依存症問題と捉え、その対策を推進することとしています。

ギャンブル等依存症問題については、各機関において相談支援等が行われており、その状況については、次のとおりです。

#### ○ギャンブル等依存症問題に関する相談状況

表1 ギャンブル等依存症問題に関する相談状況（2017年度）

|   | 全国                      | 愛知県                     |
|---|-------------------------|-------------------------|
| 精神保健福祉センターや保健所に寄せられた「ギャンブル等」に関する相談件数 <sup>1)</sup>                                  | 4,843件                  | 119件                    |
| PIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）に登録された「借金問題に関連する消費生活相談」のうち、「ギャンブル等」に関連するもの <sup>2)</sup> | 535件                    | 県及び市町村 48件              |
| 財務局や地方公共団体に寄せられた「多重債務」に関する相談中、借金をしたきっかけが「ギャンブル等」と判明したもの <sup>3)</sup>               | 財務局 323件<br>地方公共団体 828件 | 東海財務局 49件<br>県及び市町村 60件 |

1) 衛生行政報告例及び地域保健・健康増進事業報告による

2) 消費者庁及び愛知県県民文化局県民生活課調査による

3) 金融庁調査による

◇保健行政（精神保健福祉センター、保健所、市町村）における依存症に関する相談件数（来所、電話、メールによる延相談件数）の推移（全国及び愛知県）

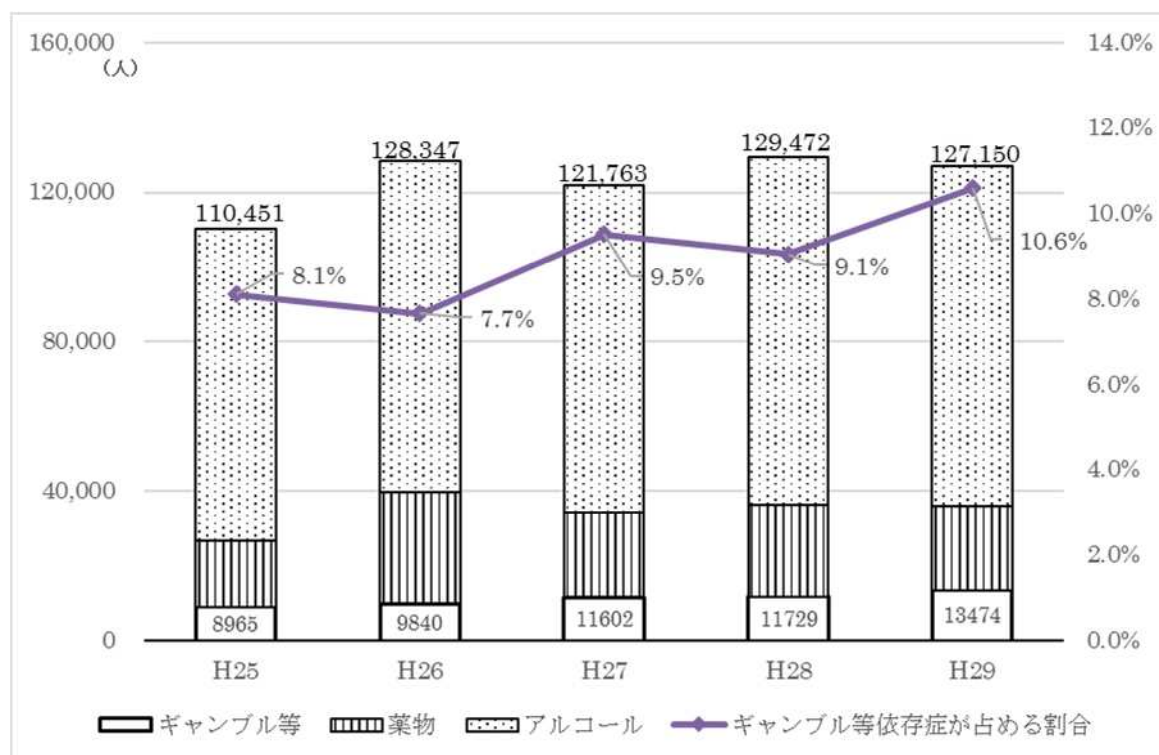


図1 依存症に関する相談件数推移（全国）

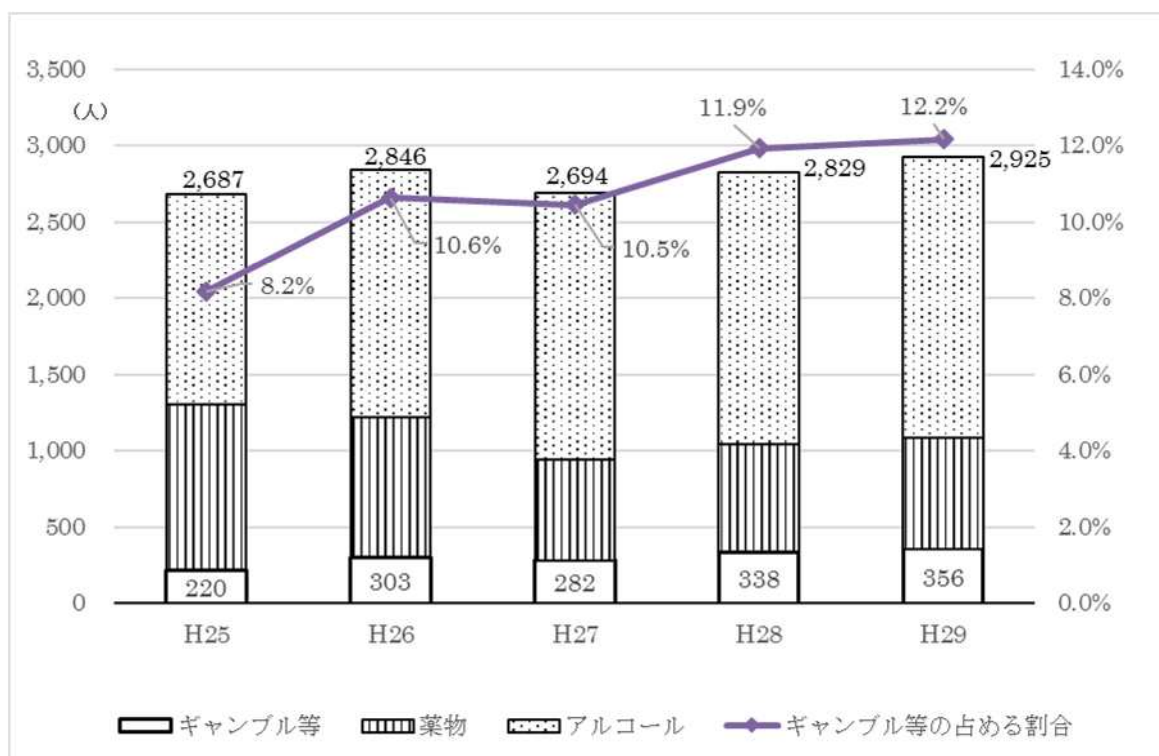


図2 依存症に関する相談件数推移（愛知県）

出展：地域保健・健康増進事業報告、衛生行政報告例

### Ⅲ ギャンブル等依存症対策の方向性

ギャンブル等依存症対策については、基本理念及び基本的な考え方に基づき、以下の4つの分野における対策を推進していきます。

#### 1 発症予防

- ギャンブル等依存症の発症を予防するため、県民がギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるよう、学校、地域その他の様々な場におけるギャンブル等依存症問題に関する広報活動並びに教育及び学習の振興等を通して、ギャンブル等依存症問題に関する知識の普及を行います。
- ギャンブル等依存症の発症を予防するため、本人申告及び家族申告による利用制限や、20歳未満の者等の利用禁止等、関係事業者におけるアクセス制限等の取組の適切な運用及び周知を図ります。

#### 2 進行・再発予防及び回復支援

- ギャンブル等依存症の進行・再発予防には、早期発見・早期介入が重要であるため、ギャンブル等依存症問題に係る様々な機関においてギャンブル等依存症である者及びその家族に対する相談支援の体制を整備し、関係機関等との連携により、早期に必要な支援につなげることができる体制づくりを進めます。
- ギャンブル等依存症である者が、適切な医療を受けることができるよう、ギャンブル等依存症に係る専門的な医療の提供等を行う医療機関の整備を行います。
- ギャンブル等依存症である者及びその家族が互いに支えあい、ミーティングや相談を行う自助グループ等の民間団体による活動等について、支援及び連携を進めます。
- ギャンブル等依存症である者等の円滑な社会復帰のため、支援関係者へギャンブル等依存症問題や相談機関・治療機関に関する知識を周知し、ギャンブル等依存症問題に対する適切な支援を図ります。

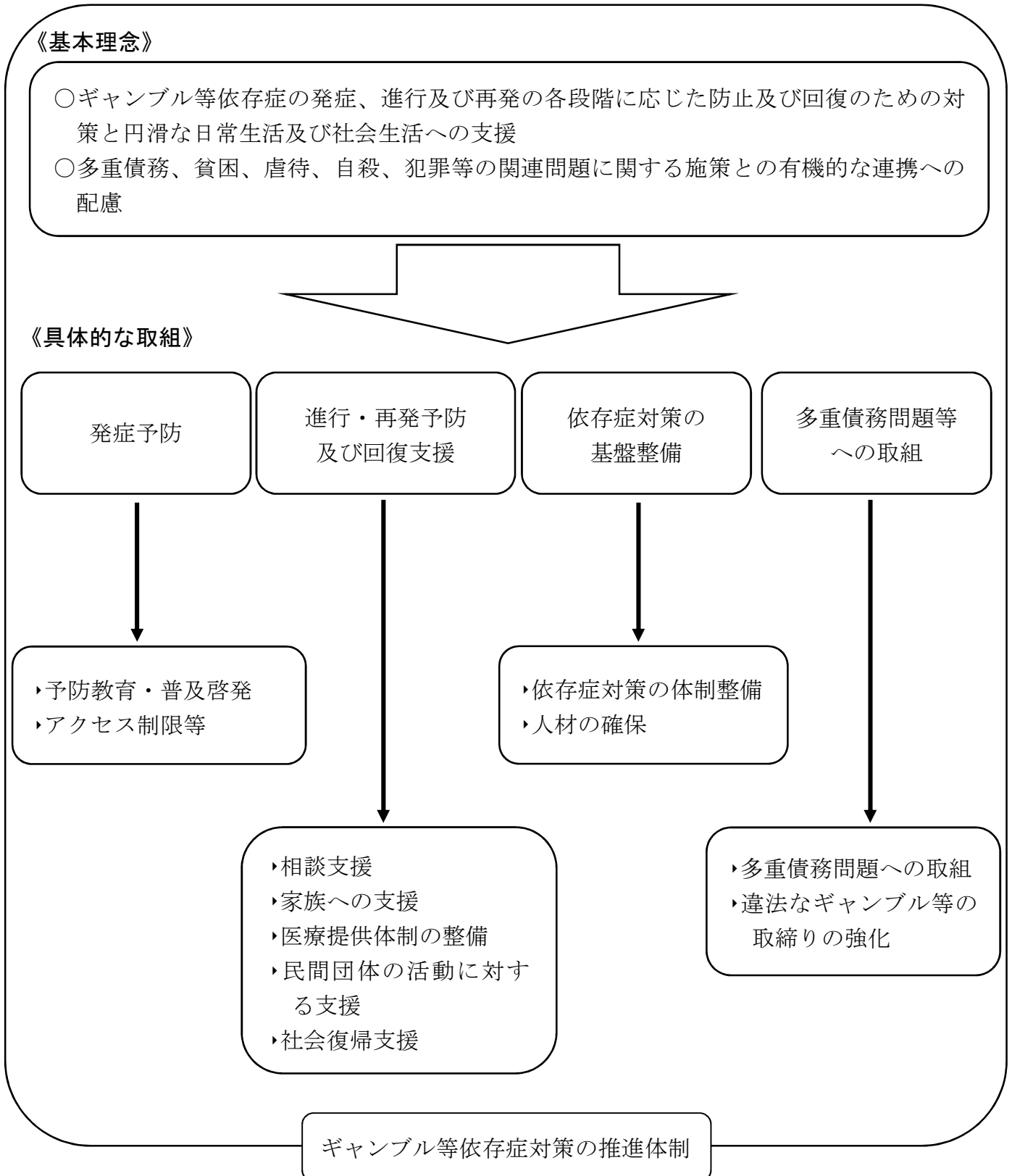
#### 3 依存症対策の基盤整備

- ギャンブル等依存症対策の取組に関して、より効果的な実施を図るため、包括的な連携協力体制の構築及び関係事業者における体制整備により依存症対策の基盤整備を図ります。
- ギャンブル等依存症対策を効果的に推進するため、ギャンブル等依存症問題に関する各分野において、ギャンブル等依存症問題に関し知識を有する人材の確保及び養成を図ります。

#### 4 多重債務問題等への取組

- ギャンブル等依存症が多重債務、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の解決に資するため、多重債務問題における取組や違法なギャンブル等の取締りの強化により、ギャンブル等依存症問題の対策を進めます。

##### 【計画の体系図】



## 第二章 具体的な取組

### I 発症予防

#### 対策の方向性

- ギャンブル等依存症の発症を予防するため、県民がギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるよう、学校、地域その他の様々な場におけるギャンブル等依存症問題に関する広報活動並びに教育及び学習の振興等を通して、ギャンブル等依存症問題に関する知識の普及を行います。
- ギャンブル等依存症の発症を予防するため、本人申告及び家族申告による利用制限や、20歳未満の者等の利用禁止等、関係事業者におけるアクセス制限等の取組の適切な運用及び周知を図ります。

#### 1 予防教育・普及啓発

##### (1) 依存症の理解を深めるための普及啓発

###### <現状及び課題>

- ギャンブル等依存症は誰もがなりうるものですが、ギャンブル等依存症である者や家族が依存症であるという認識を持ちにくいという特性や、早期の支援や適切な治療により回復等が十分可能であるといったギャンブル等依存症に関する正しい知識、治療及び支援に関する情報を得にくかったりするなどの理由により、ギャンブル等依存症である者等が必要な治療及び支援を受けられていない現状があります。
- また、ギャンブル等による問題が生じても、それがギャンブル等依存症により生じていることに気づきにくく、家族や周囲の人がギャンブル等による借金を肩代わりしてしまうことで、本人の立ち直りの機会を奪ってしまう場合があります。
- したがって、県民がギャンブル等依存症に関する関心と理解を深められるよう、ギャンブル等依存症に関する普及啓発を行う必要があります。
- 本県及び名古屋市においては、ギャンブル等依存症を含む依存症全般の知識や、相談窓口に関する普及啓発リーフレットを、関係事業者及び保健所を始めとする相談窓口等に配布し、依存症の正しい知識や相談窓口等の普及啓発を行っています。

### ＜今後の取組＞

- 引き続き、リーフレット等を含む多様な広報媒体によって、依存症の知識や相談窓口に関する啓発活動に継続的に取り組みます。〔保健医療局、名古屋市健康福祉局〕
  
- 基本法において定められている、ギャンブル等依存症問題啓発週間（毎年5月14日から同月20日まで）において、県民の間にギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深められるよう、啓発資材の配布等による普及啓発の取組に努めます。〔保健医療局〕
  
- さらに、上記に関する取組を、関係局と連携し、ウェブサイトや広報誌を活用しながら情報発信を行い、県民のギャンブル等依存症問題に関する関心を深め、理解の促進を図ります。〔保健医療局〕

## (2) 関係事業者による普及啓発及び広告に関する取組

### <現状及び課題>

- 関係事業者においては、告知ポスター、新聞・雑誌広告等による広く一般向けの注意喚起、競技場内及びぱちんこ営業所内におけるポスター掲示等による注意喚起の実施等により、ギャンブル等依存症に関する普及啓発に取り組んでいます。
- また、広告に関しては、公営競技についてはメディア側の基準（「一般社団法人日本民間放送連盟放送基準」等）、ぱちんこに関しては風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風営適正化法」という。）による基準に基づき、過度に射幸心をあおる内容等にならないよう実施されています。
- 各関係事業者における普及啓発及び広告に関する取組は次のとおりです。

#### 〔愛知県競馬組合（名古屋競馬場）における取組〕

- ・「馬券は 20 歳になってから ほどよく楽しむ大人の遊び。」等の注意喚起標語のポスター等への掲載。
- ・注意喚起標語ステッカーの馬券発売機等への掲示。
- ・「馬券の購入は 20 歳になってから」という注意喚起標語の場内のビジョンによる放映や場内放送の実施。

#### 〔JRA 中京競馬場における取組〕

- ・競馬場内に掲示するレース開催告知ポスター（JRA 本部作成）に注意喚起標語（馬券は 20 歳になってから ほどよく楽しむ大人の遊び）を掲載。
- ・注意喚起標語ステッカー（JRA 本部作成）を競馬場内の勝馬投票券の自動発売機に貼付。
- ・競馬場でのイベント告知のチラシ（競馬場作成）等にも注意喚起標語を掲載。
- ・精神科医によるギャンブル障害の解説、厚生労働省によるギャンブル等依存症の実態に係る調査結果、「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」等のご相談先を掲載したリーフレット（JRA 本部作成）を競馬場の来場者に配布。
- ・注意喚起標語や JRA のギャンブル障害対応に係るお問合せ先やご相談先（「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」）等を掲載したポスター（JRA 本部作成）を競馬場内に掲示。
- ・ギャンブル等依存症問題啓発週間において、競馬場内のモニターで啓発週間の告知と「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」の紹介を実施。
- ・広告については、JRA 本部において、従前からメディア側の基準（「一般社団法人日本民間放送連盟放送基準」等）に従い、馬券購入を想起させる表現、高額の的中がある旨の表現、ゴール映像等を用いないなど射幸心をあおる内容にならないよう実施。

#### 〔ボートレース蒲郡における取組〕

- ・「無理のない資金で、余裕を持ってお楽しみください。」等の注意喚起標語を掲載したポスターの競走場及び場外舟券売り場での掲示。
- ・ギャンブル依存症予防回復支援センターが作成する、ギャンブル等依存症に関する知識の普及啓発のためのリーフレットの競走場及び場外舟券売場の相談窓口等における配布。
- ・相談窓口の連絡先のウェブサイト及び出走表へのギャンブル等依存症の注意喚起の掲載。
- ・青少年や若い世代に対する啓発活動の実施。
- ・広告における、舟券購入を想起させる表現、高額の中がある旨の表現、ゴール映像等を用いない等の射幸心をあおる内容にならないような配慮。

#### 〔ボートレースとこなめにおける取組〕

- ・「無理のない資金で、余裕を持ってお楽しみください。」等の注意喚起標語を掲載したポスターの競走場及び場外舟券売り場での掲示。
- ・ギャンブル依存症予防回復支援センターが作成する、ギャンブル等依存症に関する知識の普及啓発のためのリーフレットの競走場及び場外舟券売場の相談窓口等における配布。
- ・相談窓口の連絡先のウェブサイト及び出走表へのギャンブル等依存症の注意喚起の掲載。
- ・青少年や若い世代に対する啓発活動の実施。
- ・広告における、舟券購入を想起させる表現、高額の中がある旨の表現、ゴール映像等を用いない等の射幸心をあおる内容にならないような配慮。

#### 〔名古屋競輪場における取組〕

- ・「車券の購入は20歳になってから。競輪は適度に楽しみましょう。」等の注意喚起標語のポスター、テレビコマーシャル、新聞・雑誌広告等への掲載。
- ・広告における、車券購入を想起させる表現、高額の中がある旨の表現、ゴール映像等を用いない等の射幸心をあおる内容にならないような配慮。

#### 〔豊橋競輪場における取組〕

- ・「車券の購入は20歳になってから。競輪は適度に楽しみましょう。」等の注意喚起標語のポスター、テレビコマーシャル、新聞・雑誌広告等への掲載。
- ・広告における、車券購入を想起させる表現、高額の中がある旨の表現、ゴール映像等を用いない等の射幸心をあおる内容にならないような配慮。



**〔愛知県遊技業協同組合における取組〕**

- ・ぱちんこへの依存問題の相談機関であるリカバリーサポート・ネットワーク（以下「RSN」という。）や、共通標語「パチンコ・パチスロは適度に楽しむ遊びです。のめり込みに注意しましょう。」のテレビ、ラジオ、新聞、折込チラシなどの各種媒体における活用、ウェブサイトへの掲載、ぱちんこ営業所内での掲示。
- ・風営適正化法に基づく、営業所周辺における清浄な風俗環境を害するおそれのある方法で広告することの防止。
- ・青少年や若い世代に対する啓発活動の実施。

**<今後の取組>**

- 関係事業者において、ギャンブル等依存症に関する上記の普及啓発活動を通年実施するとともに、毎年度の啓発週間をターゲットとし、ギャンブル等依存症問題の関心と理解を深めるため、発生抑止につながる知識の普及といった啓発活動の強化に取り組めます。
- 関係事業者において、広告・宣伝が過度に射幸心をあおるものにならないよう引き続き取り組めます。
- ぱちんこに関しては、風営適正化法に基づき、ぱちんこ事業者が、その営業につき、営業所周辺における清浄な風俗環境を害するおそれのある方法で広告または宣伝が行われないよう指導を行います。〔警察本部〕

### (3) 消費者向けの総合的な情報提供

#### <現状及び課題>

- 消費者庁において、多重債務者の増加抑制に資するよう、2018年3月、注意喚起・普及啓発資料「ギャンブル等依存症でお困りの皆様へ」（以下「注意喚起・普及啓発資料」という。）が公表されています。その後、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を踏まえた内容の更新等が2019年3月に行われており、多様な啓発場面で活用されています。
  
- 本県においては、ウェブサイト「あいち暮らしWEB」や消費生活情報誌「あいち暮らしっく」など、様々な広報媒体を活用し、県民への総合的な消費生活情報の提供を行っています。その中で、多重債務問題についても啓発や相談窓口の周知を図っています。

#### <今後の取組>

- 注意喚起・普及啓発資料については、愛知県消費生活総合センターに設置する消費生活情報コーナーへ配架するとともに、市町村の消費生活センター等に対して、その活用を働きかけるなど、県民への情報提供に努めます。〔県民文化局〕
  
- 引き続き、ウェブサイト「あいち暮らしWEB」を始めとする多様な広報媒体を活用した情報提供を行うことにより、県民に対する多重債務問題についての啓発や相談窓口の周知を図ります。〔県民文化局〕
  
- さらに、ギャンブル等依存症対策にかかる関係局等の取組について、ウェブサイト「あいち暮らしWEB」などを通じて広く情報提供することにより、県民のギャンブル等依存症問題に関する関心を高め、理解の促進に努めます。〔県民文化局〕

## (4) 地域における普及啓発及び青少年等に対する普及啓発

### <現状及び課題>

- プロセスへの依存であるギャンブル等依存症については、治療・回復支援とギャンブル等依存症問題の解決支援とが「車の両輪」として進められることが必要なだけでなく、のめり込みを生じないようにするための啓発活動が極めて重要であり、地方公共団体の消費者行政においても、その一端を担うことが期待されています。そのため、消費者庁においては、啓発用資料のサンプルを示し、地方公共団体における啓発活動の実施推進を図っています。
- 加えて、参議院・内閣委員会におけるギャンブル等依存症対策基本法案に対する付帯決議第5項の趣旨を踏まえ、消費者庁において、2018年11月に青少年向けの啓発用資料『『のめり込み』にはくれぐれも御注意を』（以下「青少年向け啓発用資料」という。）が公表され、青少年向けに周知が図られています。

### <今後の取組>

- 消費者庁が示している啓発用資料及び青少年向け啓発用資料について、愛知県消費生活総合センターの消費生活情報コーナーへ配架するとともに、市町村の消費生活センター等に対して、その活用を促します。〔県民文化局〕
- また、上記にかかる関係局等の取組について、ウェブサイト「あいち暮らしWEB」などを活用し、ギャンブル等依存症問題啓発週間や消費者月間等において、情報発信を行うことにより、青少年等に対する普及啓発に努めます。〔県民文化局〕

#### 《ギャンブル等依存症対策基本法案に対する参議院・内閣委員会における付帯決議》

##### 第5項

政府は、ギャンブル等依存症問題啓発週間の期間を定めた理由が、新年度に新たに大学生・社会人となった青少年や若い世代に対し、ギャンブル等依存症問題への関心と理解を深める機会を設けること等に鑑み、青少年に対しギャンブル等依存症問題に係る知識の普及に徹底して取り組むこと。

## (5) 学校教育における指導

### <現状及び課題>

- 学校教育において、ギャンブル等依存症については、学習指導要領等に記述がなく直接的な指導がなされてきませんでした。
- しかし、2018年3月に公示された高等学校学習指導要領（以下「学習指導要領」という。）においては、保健体育科の指導内容として、新たに精神疾患が取り上げられ、2018年7月公表の新高等学校学習指導要領解説において、ギャンブル等への過剰な参加は習慣化すると嗜癖行動になる危険性があり、日常生活にも悪影響を及ぼすことに触れるようにするとされています。なお、新学習指導要領は2022年度入学生より年次進行で実施されます。
- また、学習指導要領の改訂も踏まえつつ、学校教育においてギャンブル等依存症に関する指導を行うことを目的として、2018年度には、教師用指導参考資料『ギャンブル等依存症』などを予防するために」が作成されています。

### <今後の取組>

- 新たに公示された学習指導要領に関する研修等を通し、ギャンブル等依存症を含む精神疾患について、適切な指導を行える教員の養成に努めます。〔教育委員会〕
- 上記の実施に当たっては、教師用指導参考資料『ギャンブル等依存症』などを予防するために」を必要に応じて活用します。〔教育委員会〕

## (6) 金融経済教育における啓発

### <現状及び課題>

- 金融庁が発行する金融経済教育関係のガイドブックにおいては、多重債務防止の啓発が扱われており、多重債務に陥る原因や多重債務を抱えた場合の対処法、相談窓口等の周知が行われています。
- 本県においては、愛知県金融広報委員会と連携し、金融教育への支援と金融知識の普及啓発に取り組んでおり、その中で、多重債務問題についての啓発を行っています。

### <今後の取組>

- 引き続き、愛知県金融広報委員会と連携した金融教育への支援・金融知識の普及啓発の取組において、多重債務問題についての啓発を行っていきます。〔県民文化局〕
- 特に、民法改正による成人年齢の引下げを踏まえ、若年者に対する消費者教育を一層充実させる必要があることから、多重債務問題等を含む消費者教育の実践的な授業を県内全ての県立高校及び特別支援学校において実施することとし、その効果的な実施に向けて、学校等に対して外部講師の派遣等を行います。〔県民文化局〕

## 2 アクセス制限等

### (1) 本人・家族申告によるアクセス制限

#### <現状及び課題>

- 関係事業者においては、ギャンブル等依存症である者が利用をやめることを望む場合またはその家族が利用をやめさせることを望む場合に、入場制限や使用上限金額の設定等を行うアクセス制限に取り組んでいます。
- 関係事業者におけるアクセス制限に関する取組状況は次のとおりです。

#### 〔愛知県競馬組合（名古屋競馬場）における取組〕

- ・ 本人申告または家族申告による入場制限の実施。
- ・ 入場制限に係るマニュアル等の整備及び警備員等に対する教育・指導の徹底。

#### 【参考】本人申告・家族申告による入場制限の実施件数（2019年9月末現在）

- ・ 本人申告に基づき実施したもの：0件
- ・ 家族申告に基づき実施したもの：0件

#### 〔JRA 中京競馬場における取組〕

- ・ JRA 本部が定める手続きに沿った、本人申請に基づく入場制限の実施。  
(2017年7月29日導入)
- ・ JRA 本部が定める手続きに沿った、家族申請に基づく入場制限の実施。  
(2018年10月1日導入)

#### 【参考】JRA 全国事業所における本人申請・家族申請での入場制限の実施件数

(2019年9月末現在)

- ・ 本人申請に基づき実施したもの：21件（制度導入以来の累計）
- ・ 家族申請に基づき実施したもの：1件（制度導入以来の累計）

#### 〔ボートレース蒲郡における取組〕

- ・ 本人申告または家族申告による入場制限の実施。
- ・ 入場制限に係る相談窓口対応マニュアルの策定。

#### 【参考】本人申告・家族申告による入場制限の実施件数（2019年9月末現在）

- ・ 本人申告に基づき実施したもの：0件
- ・ 家族申告に基づき実施したもの：0件

#### 〔ボートレースとこなめにおける取組〕

- ・ 本人申告または家族申告による入場制限の実施。
- ・ 入場制限に係る相談窓口対応マニュアルの策定。

#### 【参考】本人申告・家族申告による入場制限の実施件数（2019年9月末現在）

- ・ 本人申告に基づき実施したもの：0件
- ・ 家族申告に基づき実施したもの：0件

**〔名古屋競輪場における取組〕**

- ・本人申告または家族申告による入場制限の実施。

**【参考】本人申告・家族申告による入場制限の実施件数（2019年9月末現在）**

- ・本人申告に基づき実施したもの：0件
- ・家族申告に基づき実施したもの：0件

**〔豊橋競輪場における取組〕**

- ・本人申告または家族申告による入場制限の実施。

**【参考】本人申告・家族申告による入場制限の実施件数（2019年9月末現在）**

- ・本人申告に基づき実施したもの：0件
- ・家族申告に基づき実施したもの：0件

**〔愛知県遊技業協同組合における取組〕**

- ・1日の遊技使用上限金額等を自ら申告し、設定値に達した場合、ぱちんこ営業所の従業員が当該客に警告する「自己申告プログラム」の実施。
- ・利用者の同意を得た家族からの申告に基づき、当該利用者のぱちんこ営業所への入店を制限する「家族申告プログラム」の実施。

**【参考】自己申告プログラム、家族申告プログラムの実施状況（2019年9月末現在）**

- ・導入店舗数：自己申告プログラム146店舗、家族申告プログラム136店舗
- ・申告に基づき実施した店舗数：自己申告プログラム8店舗、家族申告プログラム2店舗

**<今後の取組>**

- 関係事業者において、ギャンブル等依存症である者等が利用をやめること等を望む場合に、その申告に基づいて行うアクセス制限に関する取組を引き続き行います。
- 関係事業者において、ギャンブル等依存症である者等が適切にアクセス制限に関する取組を利用できるよう、取組の積極的な周知を引き続き行います。
- ぱちんこに関しては、風営適正化法に基づく管理者講習において、管理者が行うべき依存症対策に資する活動の一つとして周知し、取組の実施を促進します。〔警察本部〕

## (2) 20歳未満の者等の利用の禁止等

### <現状及び課題>

- 公営競技については20歳未満の者が投票券を購入すること、ぱちんこについては18歳未満の者が利用することが禁止されており、関係事業者においては警備員や従業員等による声かけや年齢確認、場内放送による注意喚起の実施等により、投票券の購入・利用の禁止に取り組んでいます。
- 各関係事業者における20歳未満の者等の投票券の購入・利用の禁止に関する取組状況は次のとおりです。

#### 〔愛知県競馬組合（名古屋競馬場）における取組〕

- ・20歳未満と思われる者に対しての警備員等による声掛け及び年齢確認の実施。
- ・「地方競馬における未成年者による勝馬投票券購入等防止対策指針」等による警備員等に対する教育、指導の徹底。
- ・「未成年者による勝馬投票券購入防止マニュアル」を策定し、場内に未成年者による勝馬投票券購入等が禁止されている旨を周知のうえ、20歳未満の勝馬投票券購入の防止を図るため、警備体制を強化。
- ・「馬券は20歳になってから ほどよく楽しむ大人の遊び」などの注意喚起標語のレース開催告知ポスター等への掲載、馬券発売機等へのステッカー掲示、競馬場内ビジョンでの放映等による注意喚起。

#### 〔JRA 中京競馬場における取組〕

- ・競馬場内に掲示するレース開催告知ポスター（JRA 本部作成）に注意喚起標語（馬券は20歳になってから ほどよく楽しむ大人の遊び）を掲載。
- ・注意喚起標語ステッカー（JRA 本部作成）を競馬場内の勝馬投票券の自動発売機に貼付。
- ・競馬場でのイベント告知のチラシ（競馬場作成）等にも注意喚起標語を掲載。
- ・競馬場内のモニターで、未成年者の勝馬投票券購入が競馬法で禁止されていることを告知。
- ・20歳未満の者と思われる者に対しての警備員等による声掛け及び年齢確認の実施。
- ・「競馬場・ウインズにおける未成年への対応要領」（JRA 本部作成）に基づき、警備員等に対する教育・指導を徹底。



#### 〔ボートレース蒲郡における取組〕

- ・20歳未満と思われる者に対する警備員等による声掛け、年齢確認の実施。
- ・警備計画書等への20歳未満の者による舟券の購入を防止するための確認を徹底する旨の明記。
- ・出走表への20歳未満の者による舟券購入が禁止されている旨の注意喚起の表示と、場内映像のテロップ及び場内放送による注意喚起の実施。
- ・20歳未満の者による舟券購入禁止のための標語を掲載したポスターの競走場及び場外発売場における掲示。

#### 〔ボートレースとこなめにおける取組〕

- ・20歳未満と思われる者に対する警備員等による声掛け、年齢確認の実施。
- ・警備計画書等への20歳未満の者による舟券の購入を防止するための確認を徹底する旨の明記。
- ・出走表への20歳未満の者による舟券購入が禁止されている旨の注意喚起の表示と、場内映像のテロップ及び場内放送による注意喚起の実施。
- ・20歳未満の者による舟券購入禁止のための標語を掲載したポスターの競走場及び場外発売場における掲示。

#### 〔名古屋競輪場における取組〕

- ・20歳未満と思われる者に対する警備員等による声掛け、年齢確認の実施。
- ・車券購入をしようとする行為が見られない場合における、20歳未満の者と思われる者に対する積極的な注意喚起の声かけ及び年齢確認の実施。

#### 〔豊橋競輪場における取組〕

- ・20歳未満と思われる者に対する警備員等による声掛け、年齢確認の実施。

#### 〔愛知県遊技業協同組合における取組〕

- ・従業員の巡回、監視カメラの設置等を実施し、18歳未満の者と思われる者を把握した場合の年齢確認の実施。
- ・ぱちんこ営業所の賞品提供場所に年齢確認シートを備え、賞品提供時に、18歳以上かどうか判別が難しい客に対して指差し確認を求め、年齢確認を実施する取組の実施。

### <今後の取組>

- 関係事業者において、競技場内及び営業所内の警備員等の声かけや年齢確認、巡回強化等を行い、20歳未満の者等の投票券の購入・利用の禁止の強化に取り組みます。
  
- ぱちんこに関しては、許可証交付時や管理者講習時に、風俗営業者の禁止行為として指導し、適切な運用が行われているか立入り等の機会を活用し確認します。〔警察本部〕

### (3) 競技場内及び営業所内における ATM や遊技機の設置に関する取組

#### <現状及び課題>

- 関係事業者においては、競技場内及び営業所内等に ATM が設置されている場合があり、それらの ATM の利用により調達した資金で、投票券の購入や遊技が可能な場合があります。

- 関係事業者における ATM の設置状況は次のとおりです。

#### 〔名古屋競馬場における設置状況〕

- ・競馬場及び場外馬券売場における ATM 設置数：0 台（設置実績なし）

#### 〔JRA 中京競馬場における設置状況〕

- ・競馬場における ATM 設置数：0 台

#### 〔ボートレース蒲郡における設置状況〕

- ・競走場及び場外舟券売場における ATM 設置数：0 台

#### 〔ボートレースとこなめにおける設置状況〕

- ・競走場及び場外舟券売場における ATM 設置数：0 台

#### 〔名古屋競輪場における設置状況〕

- ・競輪場及び場外車券売場における ATM 設置数：0 台（設置実績なし）

#### 〔豊橋競輪場における設置状況〕

- ・競輪場及び場外車券売場における ATM 設置数：0 台

#### 〔愛知県遊技業協同組合における設置状況〕

- ・ぱちんこ営業所における ATM 設置数：84 台（81 店舗）

- ぱちんこ営業所における遊技機に関しては、客の過度な遊技を抑制するため、出玉規制の強化等を内容とする風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 1 号。以下「風営適正化法施行規則」という。）及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。）の改正規則が制定され、2018 年 2 月から施行されています。

#### <今後の取組>

- ATM が設置されているぱちんこ営業所においては、契約期間終了時に契約を更新しない等により、順次撤去を行えるか検討し、その結果に基づき撤去を開始します。

- ぱちんこ営業所における遊技機に関しては、改正規則の経過措置が終了する2021年春までに、出玉規制が強化され、射幸性が抑制された改正後の規則に適合する遊技機への入替が全て行われるよう指導します。〔警察本部〕

## II 進行・再発予防及び回復支援

### 対策の方向性

- ギャンブル等依存症の進行・再発予防には、早期発見・早期介入が重要であるため、ギャンブル等依存症問題に関係する様々な機関においてギャンブル等依存症である者及びその家族に対する相談支援の体制を整備し、関係機関等との連携により、早期に必要な支援につなげることができる体制づくりを進めます。
- ギャンブル等依存症である者が、適切な医療を受けることができるよう、ギャンブル等依存症に係る専門的な医療の提供等を行う医療機関の整備を行います。
- ギャンブル等依存症である者及びその家族が互いに支えあい、ミーティングや相談を行う自助グループ等の民間団体による活動等について、支援及び連携を進めます。
- ギャンブル等依存症である者等の円滑な社会復帰のため、支援関係者へギャンブル等依存症問題や相談機関・治療機関に関する知識を周知し、ギャンブル等依存症問題に対する適切な支援を図ります。

## 1 相談支援

### (1) ギャンブル等依存症に関する相談支援及び回復支援

#### <現状及び課題>

- 本県及び名古屋市、中核市の保健所等においては、精神保健福祉に関する相談窓口を開設しており、ギャンブル等依存症に関する問合せや相談を受け付けています。
- 本県及び名古屋市においては、相談体制をより充実させるため、精神保健福祉センターをギャンブル等依存症相談拠点とし、依存症相談員の配置及び専門相談窓口の開設をしています。
- 愛知県精神保健福祉センター及び名古屋市精神保健福祉センターこころばにおいて、ギャンブル等依存症に対する理解を深めることを目的として、市町村、保健所、相談支援事業所、医療機関等を対象にした研修等を実施しています。

- 加えて、愛知県精神保健福祉センターにおいては、ギャンブル等依存症である者を対象に、ギャンブル等依存症回復支援プログラム（ART-G、詳細は P28 を参照）を実施しています。

#### ＜今後の取組＞

- 引き続き、精神保健福祉センターをギャンブル等依存症相談拠点として位置づけ、専門相談窓口等をウェブサイト等により広く県民に周知します。〔保健医療局、名古屋市健康福祉局〕
- 引き続き、愛知県精神保健福祉センターにおいて、ギャンブル等依存症回復支援プログラムを実施します。〔保健医療局〕
- また、県保健所等においても、ギャンブル等依存症回復支援プログラムの内容を踏まえた相談支援が行えるよう、愛知県精神保健福祉センターにおいて、保健所職員等を対象としたギャンブル等依存症回復支援プログラム従事者養成研修を行います。〔保健医療局〕
- 名古屋市精神保健福祉センターこころぼにおいては、ギャンブル等依存症である者を対象に、ギャンブル等依存症回復支援プログラム（NAT-G、詳細は P28 を参照）を実施します。〔名古屋市健康福祉局〕
- 適切な相談支援が地域において行えるよう、引き続き愛知県精神保健福祉センター及び名古屋市精神保健福祉センターこころぼにおいて行われる研修等により、市町村、保健所、相談支援事業所、医療機関等を対象とし、ギャンブル等依存症に対する正しい知識等の向上を図ります。〔保健医療局、名古屋市健康福祉局〕

## ◇ギャンブル等依存症回復支援プログラムについて

### ≪ART-G≫（愛知県精神保健福祉センター 実施プログラム）

#### ○名称

あいちギャンブル障害回復トレーニングプログラム

(ART-G : Aichi addiction Recovery Training program for Gambling disorder)

#### ○経緯及び内容

- ・ 島根県心と体の相談センターが作成したプログラム (SAT-G) を参考にして開始。  
(2018年11月から)
- ・ ギャンブルに関連する悩みを抱える仲間が集まり話し合い、分かち合うことで、どうしたら良いか一緒に考える。

#### ○対象者

- ・ 愛知県（名古屋市を除く）にお住いの方
- ・ 「ギャンブル等の楽しみ方をあらためたい。ギャンブル等をやめたい。」と考える方
- ・ 事前面接の結果、本プログラムを受けることが適当と認められた方

#### ○プログラム

全6回のプログラムで、テキストを用いてグループで学ぶ。

### ≪NAT-G≫（名古屋市精神保健福祉センターこころぼ 実施プログラム）

#### ○名称

なごやギャンブル障害回復トレーニングプログラム

(NAT-G : Nagoya Addiction recovery Training for Gambling disorder )

#### ○経緯及び内容

- ・ 島根県心と体の相談センターが作成したプログラム (SAT-G) を参考にして開始
- ・ 「自身のギャンブル等の問題の整理」「ギャンブル等の再発防止に向け具体的対処法と今後の備え」などについてテキストを用いてグループで学ぶ。

#### ○対象者

- ・ 名古屋市内にお住いの方（在勤・在学含む）
- ・ 自身のギャンブル等の楽しみ方を改めたいと願う方
- ・ 事前面接の結果、本プログラムを受けることが適当と認められた方

#### ○プログラム

全6回のプログラム（月1回、1回につき1～2時間程度）

## (2) 婦人相談所の相談員・指導者、母子・父子自立支援員、児童相談所職員、障害福祉サービス従事者、発達障害者支援センター職員における適切な支援

### <現状及び課題>

- ギャンブル等依存症は適切な医療や支援により回復が十分可能である一方、ギャンブル等依存症である者等が依存症であるという認識を持ちにくいという特性や、医療機関及び相談支援体制が乏しかったり、治療及び支援に関する情報を得にくかったりするなどの理由により、ギャンブル等依存症である者等が必要な治療及び支援を受けられていない場合があります。
- そのため、依存症は病気であり医療や支援が必要であることを普及啓発するだけでなく、潜在的にギャンブル等依存症である者等に対応する機会がある支援者の知識を向上させることにより、円滑な社会復帰に向けて、ギャンブル等依存症である者等を早期発見・早期介入し、適切な支援につなげる必要があります。
- 女性相談センター（駐在室を含む）の相談員や市町村の女性相談担当は、ギャンブル等依存症について関係機関と連携して対応する旨が記載された「婦人相談所ガイドライン」（2019年7月18日一部改訂）を活用し、ギャンブル等依存症について関係機関との連携を実施しています。
- 本県及び各市の母子・父子自立支援員は、ギャンブル等依存症について相談者に関係機関の情報提供をする旨が記載された「ひとり親家庭支援の手引き」（2018年12月26日一部改訂）を活用し、相談者にギャンブル等依存症に関する支援団体等の適切な情報提供を実施しています。
- 本県及び名古屋市の児童相談所においては、依存症などの問題を抱える保護者に対する児童相談所等における具体的な対応方法等について盛り込まれている「子ども虐待対応の手引き」（平成25年8月23日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）に基づき、ギャンブル等依存症を含む依存症などの問題を抱える保護者に対し、適切な対応を行っています。
- ギャンブル等依存症である者等が、相談支援や共同生活援助（グループホーム）などの障害福祉サービス等を利用している場合がありますが、障害福祉サービス等に従事している者に、ギャンブル等依存症問題に対する知識や支援技術が不足していることがあります。



- 発達障害者支援センター職員は、ギャンブル等依存症である者等の背景に発達障害が疑われる場合に、他機関からの紹介等により、対応を行う場合があります。
- なお、各相談員等に対しては、各種の課題に応じた研修が適宜行われています。

#### ＜今後の取組＞

- 引き続き、ガイドラインや手引き等に基づき、ギャンブル等依存症問題が関係する場合には、適切な支援機関に関する情報提供や、治療機関や相談支援機関との連携を行い、ギャンブル等依存症問題を抱える方への適切な対応を行います。〔福祉局〕
- 各種の課題に応じて行われる研修の機会の活用等により、各相談員等に対しギャンブル等依存症問題や相談機関・治療機関に関する知識を周知し、ギャンブル等依存症問題に対する適切な支援を図ります。〔福祉局〕

### (3) 多重債務相談及び消費生活相談における的確な対応

#### <現状及び課題>

- 消費者庁及び金融庁においては、消費生活相談窓口及び地方公共団体等に設置されている多重債務相談窓口に対し、「ギャンブル等依存症に関連すると考えられる多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアル」(2019年3月改訂)(以下「マニュアル」という。)を周知し、現場での相談対応の円滑化及びギャンブル等依存症に関する相談拠点との連携体制を構築しています。
- 本県においては、マニュアルを参考にしながら、消費生活総合センターにおいて、多重債務及び消費生活相談に対応しています。
- また、消費生活相談に関しては、消費生活相談員等研修を開催しており、多重債務等の消費生活問題をめぐる状況と相談事例等について、研修を行っています。
- 多重債務相談に関しては、相談窓口への誘導、金融経済教育の推進、ヤミ金の取締り強化等の多重債務対策を関係機関が一体となって取り組むことが必要であることから、関係機関が連携し多重債務者対策について協議を行う愛知県多重債務者対策協議会を開催していますが、これまでギャンブル等依存症との関連性はあまり取り上げられていませんでした。

#### <今後の取組>

- 引き続き、愛知県消費生活総合センターにおいて、多重債務相談を行うとともに、ギャンブル等依存症が関係すると疑われる場合については、マニュアルに基づき、適切な専門機関の紹介に努めます。〔県民文化局〕
- 消費生活相談員等研修の機会を活用し、消費生活相談員等に対しギャンブル等依存症問題や相談機関・治療機関に関する知識や情報を提供するなど、関係局等との連携の取組を通じて、ギャンブル等依存症問題に対する適切な支援に努めます。〔県民文化局〕
- 愛知県多重債務者対策協議会の構成員として、新たにギャンブル等依存症対策担当課を加えることにより、ギャンブル等依存症を背景とした多重債務問題について、関係者が連携して取り組みます。〔県民文化局〕

#### (4) 生活保護担当ケースワーカーのギャンブル等依存症問題の知識向上

##### <現状及び課題>

- 2013年の生活保護法改正においては、生活保護受給者が適切に家計の管理を行うようにするため、自ら生計の状況を適切に把握する責務が規定され、保護の実施機関は、必要に応じて、助言・指導等を行うこととされました。
- 国においては、2018年8月に生活保護担当ケースワーカー全国研修会を開催し、依存症の概要や依存症を有する者の特徴、依存症が疑われる者への対応等について知識の向上を図るとともに、精神保健福祉センターなどの相談・治療を行う機関へつなぐケースワーカーの役割の重要性について研修が行われています。

##### <今後の取組>

- 国の行う生活保護担当ケースワーカー全国研修会や県が行う生活保護関係職員研修の機会の活用等により、生活保護担当ケースワーカーに対しギャンブル等依存症問題や相談機関・治療機関に関する知識を周知し、ギャンブル等依存症問題に対する適切な支援を図ります。〔福祉局〕

## (5) 関係事業者における相談支援や治療に繋ぐための取組

### <現状及び課題>

- 全国公営競技施行者連絡協議会により、2018年4月に専門スタッフ（臨床心理士）がカウンセリングを行う「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」が設置されており、各公営競技施行者において、ポスター、リーフレット、ウェブサイト等での周知が行われています。
- 全国モーターボート競走施行者協議会により、2017年6月にギャンブル等依存症についての専門的な相談対応、予防回復支援等を行うことを目的とした「ギャンブル依存症予防回復支援センター」が設立され、24時間無料コールセンターが開設されており、モーターボート競走施行者において、ポスター、リーフレット、ウェブサイト等での周知が行われています。
- 全日本遊技事業協同組合連合会の支援により、2006年4月にリカバリーサポート・ネットワーク（以下「RSN」という。）が設立され、ぱちんこへの依存等についての電話相談を受け付けており、ぱちんこ営業所において、ぱちんこへの依存（のめり込み）についての相談があった場合に、RSNの相談窓口を紹介すること等により周知が行われています。
- 上記窓口等における相談支援や治療に繋ぐための取組は次のとおりです。

#### 〔愛知県競馬組合（名古屋競馬場）における取組〕

- ・公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター等の相談窓口の、競馬場及び場外馬券売場におけるポスター、リーフレット、ウェブサイト等による周知。
- ・相談窓口である愛知県競馬組合総務広報課総務係の、出走馬一覧表への電話番号の掲載による周知。

#### 〔JRA 中京競馬場における取組〕

- ・精神科医によるギャンブル障害の解説、厚生労働省によるギャンブル等依存症の実態に係る調査結果、「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」等のご相談先を掲載したリーフレット（JRA 本部作成）を競馬場の来場者に配布。
- ・注意喚起標語や JRA のギャンブル障害対応に係るお問合せ先やご相談先（「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」）等を掲載したポスター（JRA 本部作成）を競馬場内に掲示。
- ・ギャンブル等依存症問題啓発週間において、競馬場内のモニターで啓発週間の告知と「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」の紹介を実施。

#### 〔ボートレース蒲郡における取組〕

- ・ギャンブル依存症予防回復支援センター等の相談窓口の、競走場及び場外舟券売場におけるポスター、リーフレット、ウェブサイト等による周知。
- ・ギャンブル等依存症担当者の配置及び依存症相談窓口運用マニュアルの整備による相談等への対応。

#### 〔ボートレースとこなめにおける取組〕

- ・ギャンブル依存症予防回復支援センター等の相談窓口の、競走場及び場外舟券売場におけるポスター、リーフレット、ウェブサイト等による周知。
- ・ギャンブル等依存症担当者の配置及び依存症相談窓口運用マニュアルの整備による相談等への対応。

#### 〔名古屋競輪場における取組〕

- ・公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター等の相談窓口の、競走場及び場外車券売場におけるポスター、リーフレット、ウェブサイト等による周知。
- ・競輪場における相談窓口の設置。

#### 〔豊橋競輪場における取組〕

- ・公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター等の相談窓口の、競走場及び場外車券売場におけるポスター、リーフレット、ウェブサイト等による周知。

#### 〔愛知県遊技業協同組合における取組〕

- ・所定の講習を受講したぱちんこ営業所の従業員の、ぱちんこへの依存防止対策の専門員である「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」としての配置。

#### 【参考】安心パチンコ・パチスロアドバイザーの配置数（2019年11月1日現在）

- ・配置店舗数：461店舗
- ・配置人数：1776名
- ・「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」による「『安心パチンコ・パチスロアドバイザー』活動の手引き（Q&A）」等を活用した、ぱちんこへの依存問題に関する相談等への対応。
- ・ぱちんこへの依存（のめり込み）についての相談があった場合の、「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」によるRSN等の相談機関等の紹介。

#### ＜今後の取組＞

- 引き続き、各競技場及び営業所等において、相談窓口の周知及び相談等への対応を行います。
- 愛知県遊技業協同組合において、「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」に関する告知ポスターやリーフレットの作成等により、客やその家族等への周知に努めます。

- ぱちんこに関しては、風営適正化法に基づく管理者講習において、依存防止に関する相談窓口等の店内掲示や広告へ掲載すること、依存防止対策について従業者へ教育すること等の管理者が行うべき依存症対策に資する活動について周知し、取組の実施を促進します。〔警察本部〕

## 2 家族への支援

### <現状及び課題>

- ギャンブル等依存症は、ギャンブル等に必要な資金を得るために借金を重ねる場合も多く、ギャンブル等依存症である者のみならず、その家族の生活に多大な支障を生じさせることがあります。
- また、ギャンブル等依存症は「否認の病」と言われることもあり、ギャンブル等依存症である者が自ら相談窓口や医療機関へ繋がるのが難しく、家族等の周囲からの働きかけが重要であると言われています。
- 愛知県精神保健福祉センターでは、ギャンブル等依存症に関する相談を実施していますが、家族からの相談件数は毎年増加し、平成30年度は全体の61%となっていることから、ギャンブル等依存症である者だけでなく、その家族への支援も重要であると言えます。

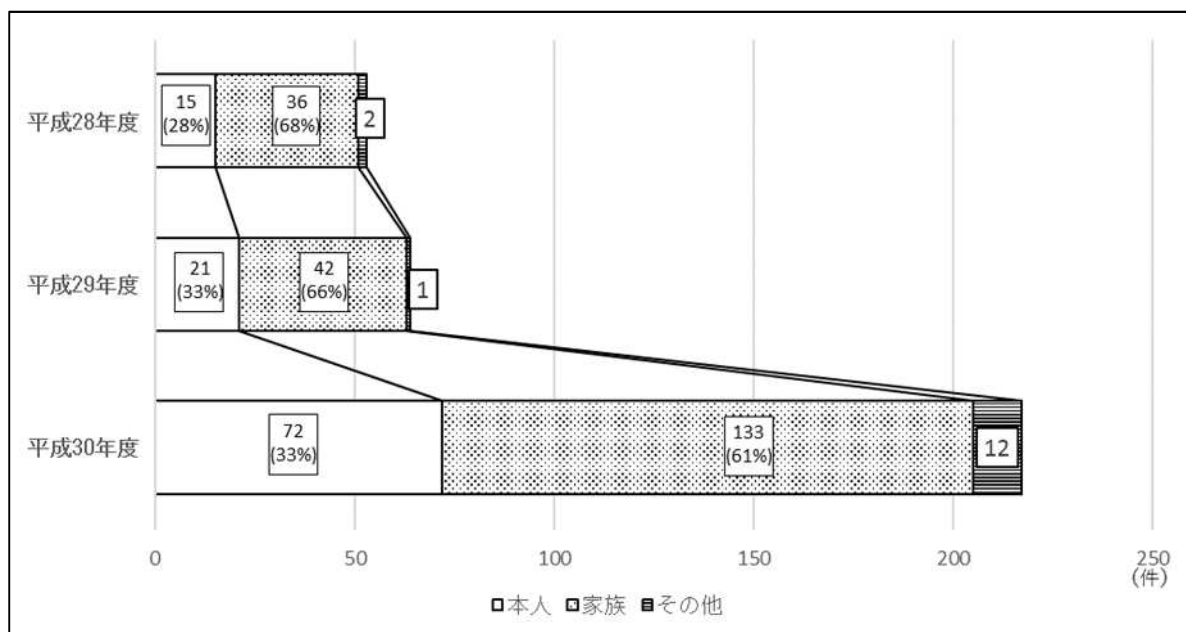


図3 愛知県精神保健福祉センターにおけるギャンブル等依存症に関する相談者の内訳（平成28～30年度 電話・面接相談実件数）

- 現在、ギャンブル等依存症である者の家族への支援として、主に以下の取組が実施されています。
  - ・ 関係事業者における家族申告によるアクセス制限の運用
  - ・ 精神保健福祉センター及び保健所における家族相談の実施
  - ・ 家族が依存症について学ぶための講演会や家族教室の実施
  - ・ 家族を対象とした自助グループをはじめとする民間団体による支援
- しかし、依存症であるという認識を持ちにくいというギャンブル等依存症の特性や、早期の支援や適切な治療により回復等が十分可能であるといったギャンブル等依存症に関する正しい知識、治療及び支援に関する情報を得にくいなどの理由により、ギャンブル等依存症である者の家族が必要な支援を受けられていない現状があります。

- また、家族申告によるアクセス制限の申請をした家族を各地域の相談・治療機関に着実につなげるなど、関係機関の有機的な連携による支援については不十分な点があります。
- そのため、家族がギャンブル等依存症に関する正しい理解を深め、適切な支援窓口に円滑に繋がれるよう、家族への支援について一層の充実を図る必要があります。

#### ＜今後の取組＞

- 関係事業者において、アクセス制限及び相談支援などの取組に関する、家族に対する周知に引き続き取り組みます。
- 引き続き、愛知県精神保健福祉センターにおいて、ギャンブル等依存症である者の家族を対象とした講演会等を行い、家族がギャンブル等依存症に対する理解を深め、適切な支援窓口で円滑に繋がれるよう支援します。  
〔保健医療局〕
- 引き続き、名古屋市精神保健福祉センターこころばにおいて、ギャンブル等依存症である者の家族を対象とした家族教室や、依存症に関する正しい知識を深めるための広く市民を対象とした講演会等を行い、家族がギャンブル等依存症に対する理解を深め、適切な支援窓口で円滑に繋がれるよう支援します。〔名古屋市健康福祉局〕
- 消費者庁が作成する家族向けの注意喚起・普及啓発用資料等については、愛知県消費生活総合センターの消費生活情報コーナーへ配架するとともに、市町村の消費生活センター等に対して、その活用を働きかけるなど、家族に対する普及啓発に努めます。〔県民文化局〕
- 家族申告によるアクセス制限を申請した家族に対し、必要に応じて相談窓口や治療機関に繋げるといった取組を適切に実施するため、ギャンブル等依存症対策関係機関連絡会議を精神保健福祉センターにおいて実施し、関係事業者と相談支援機関の円滑な連携体制の構築を図ります。〔保健医療局〕



### 3 医療提供体制の整備

#### <現状及び課題>

- ギャンブル等依存症は適切な医療や支援により回復が十分可能ですが、ギャンブル等依存症の専門医療機関や専門医の不足等から、ギャンブル等依存症である者等が地域で必要な医療を受けられる体制は十分ではありません。
- 都道府県・政令指定都市については、「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について」(平成 29 年 6 月 13 日付け障発 0613 第 4 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)により、専門的な医療を提供する依存症専門医療機関及び研修や情報発信等を行う依存症治療拠点機関(以下「専門医療機関等」という。)の整備を進めることとされています。
- 2020 年 2 月現在、愛知県及び名古屋市における専門医療機関等の整備状況は以下のとおりです。

表 2 県内の依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関

| 区分        | 種別              | 医療機関名                                    | 所在地              |      |
|-----------|-----------------|--|------------------|------|
| 依存症専門医療機関 | アルコール健康障害       | 桶狭間病院藤田こころケアセンター                         | 豊明市              |      |
|           |                 | 刈谷病院                                     | 刈谷市              |      |
|           |                 | 絃仁病院<br>八事病院<br>西山クリニック<br>あらたまこころのクリニック | 名古屋市             |      |
|           |                 | 薬物依存症                                    | 桶狭間病院藤田こころケアセンター | 豊明市  |
|           |                 |  | 岩屋病院             | 豊橋市  |
|           | 絃仁病院<br>西山クリニック |  | 名古屋市             |      |
|           | ギャンブル等依存症       | 堀クリニック                                   | 刈谷市              |      |
|           |                 | 西山クリニック                                  | 名古屋市             |      |
|           | 依存症治療拠点機関       | アルコール健康障害                                | 刈谷病院             | 刈谷市  |
|           |                 |  | 八事病院<br>西山クリニック  | 名古屋市 |
| 薬物依存症     |                 | 西山クリニック                                  | 名古屋市             |      |
| ギャンブル等依存症 |                 | 西山クリニック                                  | 名古屋市             |      |

- ギャンブル等依存症に関し、名古屋市内については依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関が整備されていますが、名古屋市を除く愛知県については依存症専門医療機関の整備にとどまっています。

- また、愛知県地域保健医療計画において、多様な精神疾患等に対応できる医療機能の明確化をすることとしており、ギャンブル等依存症を含む各精神疾患について対応できる医療機関を調査し明らかにしています。

#### ＜今後の取組＞

- 引き続き、依存症専門医療機関の拡充に努めます。〔保健医療局〕
- また、専門医療機関の内、県内の連携拠点となる医療機関を依存症治療拠点機関として選定します。〔保健医療局〕
- 愛知県地域保健医療計画に基づく、多様な精神疾患等に対応できる医療機能の明確化に関する取組として、ギャンブル等依存症に対応できる医療機関を調査し、結果についてウェブサイト等により公表します。〔保健医療局〕
- 依存症専門医療機関の拡充のため、ギャンブル等依存症に関する専門プログラムが医療機関において行えるよう、愛知県精神保健福祉センター及び名古屋市精神保健福祉センターこころぼにおいて、医療機関従事者等を対象としたギャンブル等依存症回復支援プログラム従事者養成研修を行います。〔保健医療局、名古屋市健康福祉局〕

## 4 民間団体の活動に対する支援

### <現状及び課題>

- ギャンブル等依存症の自助グループとしては、ギャンブル等依存症である者等本人の集まりであるギャンブラーズ・アノニマス（以下「GA」という。）やギャンブル等依存症である者の家族等の集まりであるギャマノンがあり、全国の様々な会場で、「言いつ放し、聞きつ放し」を原則として、自分の考えや悩み等を述べ、経験を共有するミーティングを開催しています。
- ギャンブル等依存症から回復することは、当事者一人だけでは難しいため、同じ目的を持った仲間と一緒に回復に取り組むことができるよう、自助グループに繋がる必要があるとされています。
- 2019年9月現在、愛知県内の主なギャンブル等依存症の回復者等による自助グループは以下のとおりです。

表3 県内の主なギャンブル等依存症の回復者等による自助グループ

| 団体名              | 主な活動内容   |
|------------------|--|
| GA（ギャンブラーズアノニマス） | 本人同士によるギャンブル等依存症からの回復を目指す全国規模の自助グループ。ミーティングを県内各所で開催。 |
| GAM-ANON（ギャマノン）  | ギャンブル等依存症の問題の影響を受けた家族等のための自助グループ。ミーティングを県内各所で開催。     |

- 県においては、2018年度より民間団体による以下の活動について、その活動の一部を助成する支援を行っています。
  - ① ミーティング会場の提供など、ギャンブル等依存症である者等やその家族が互いの悩みの共有や情報交換ができる交流活動
  - ② 医療、保健、行政等の専門機関に関する情報提供など、ギャンブル等依存症を抱える者やその家族の問題の解決に資する情報提供
  - ③ ギャンブル等依存症の理解を促進する刊行物発行の費用援助など、ギャンブル等依存症に関する普及啓発活動
  - ④ 自助団体に対する相談技術の援助、相談活動の会場提供など、ギャンブル等依存症に関する問題の相談を受ける活動の支援
- また、名古屋市精神保健福祉センターこころぼにおいては、自助グループ等の活動内容の発表の機会の提供と普及啓発を目的とした「アディクション・セッション」を実施しています。

### ＜今後の取組＞

- ギャンブル等依存症の回復においては、このような自助グループ等の活動が重要な役割を担っているため、地域の貴重な社会資源として啓発等の事業において広く連携するとともに、回復支援において果たす役割等について広く県民に周知を図ります。〔保健医療局〕
  
- 引き続き、民間団体の活動に対し、その活動の一部を助成する支援を行うとともに、民間団体が必要に応じて活用できるよう、ウェブサイト等による積極的な周知を行います。〔保健医療局〕
  
- 引き続き、名古屋市精神保健福祉センターこころぼにおいて、「アディクション・セッション」を実施し活動内容の発表の機会の提供と普及啓発を行います。〔名古屋市健康福祉局〕

## 5 社会復帰支援

### (1) 就労支援関係者のギャンブル等依存症問題の知識の向上

#### <現状及び課題>

- ギャンブル等依存症は適切な医療や支援により回復が十分可能である一方、ギャンブル等依存症である者等が依存症であるという認識を持ちにくいという特性や、医療機関及び相談支援体制が乏しかったり、治療及び支援に関する情報を得にくかったりするなどの理由により、ギャンブル等依存症である者等が必要な治療及び支援を受けられていない場合があります。
- そのため、円滑な社会復帰に向けて、依存症は病気であり医療や支援が必要であることを普及啓発するだけでなく、潜在的にギャンブル等依存症である者等に対応する機会のある就労支援関係者が知識を習得することにより、ギャンブル等依存症である者等を早期発見し、適切な支援につなげる必要があります。
- 求職者については、ギャンブル等依存症であっても、本人の自覚がなく医療機関等で診断・治療を受けていない場合があるため、求職者に対して、ギャンブル等依存症に関する周知・広報を行う必要があります。

#### <今後の取組>

- ヤング・ジョブ・あいち等の就労支援窓口の就労支援関係者に対して、愛知県精神保健福祉センター等において行われる研修の活用等により、ギャンブル等依存症問題や相談機関・治療機関に関する知識の向上を図ります。〔労働局〕
- ヤング・ジョブ・あいち等の就労支援窓口において、ギャンブル等依存症問題に関するリーフレット等を活用し、ギャンブル等依存症により悩んでいる求職者等に対しギャンブル等依存症問題や相談機関・治療機関に関する情報を伝え、適切な支援に繋がられるよう努めます。〔労働局〕

## (2) ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者の支援

### <現状及び課題>

- 生活困窮者については、ギャンブル等依存症も含め、複合的な課題を抱える場合があるため、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に基づく自立相談支援事業を中心に、就労、家計等に関する包括的な支援のほか、他の専門機関と連携して、相談者の状態に応じたきめ細かな支援が行われています。
- 支援決定を行った者のうちには、「その他メンタルヘルスの課題（うつ・不眠・不安・依存症・適応障害等）」を抱える者があり、依存症に関する相談も含まれています。
- そのため、生活困窮者自立支援法に基づく事業に従事する支援員が、ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者に対し、その特性を踏まえた適切な支援を行えるよう、ギャンブル等依存症問題に関する知識等を修得することが必要です。
- 本県においては、福祉相談センターにおいて町村部に在住する生活困窮者に対する包括的な相談支援を実施しています。
- また、生活困窮者支援を担当する自治体職員等に対して、相談支援の資質向上を図る研修として、生活困窮者自立相談支援事業従事者養成研修を行っています。

### <今後の取組>

- 国の実施する、生活困窮者自立支援法に基づく事業に従事する支援員に対する研修等の機会の活用等により、生活困窮者支援を担当する職員に対しギャンブル等依存症問題や相談機関・治療機関に関する知識を周知し、ギャンブル等依存症問題に対する適切な支援を図ります。〔福祉局〕

### Ⅲ 依存症対策の基盤整備

#### 対策の方向性

- ギャンブル等依存症対策の取組に関して、より効果的な実施を図るため、包括的な連携協力体制の構築及び関係事業者における体制整備により依存症対策の基盤整備を図ります。
- ギャンブル等依存症対策を効果的に推進するため、ギャンブル等依存症問題に関する各分野において、ギャンブル等依存症問題に関し知識を有する人材の確保及び養成を図ります。

#### 1 依存症対策の体制整備

##### (1) 包括的な連携協力体制の構築

###### <現状及び課題>

- 都道府県・政令指定都市については、「依存症対策総合支援事業の実施について」（平成29年6月13日付け障発0613第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により、行政、医療、福祉及び司法を含めた関係機関の密接な連携、依存症に関する情報や課題の共有等を目的として、関係機関による連携会議を開催することとされています。
- 本県では、2018年度より愛知県精神保健福祉センターにおいて、ギャンブル等依存症対策関係機関連絡会議を開催し、当事者団体及び家族団体、ギャンブル等依存症支援関係団体、保健医療福祉関係機関、関係事業者及び多重債務問題関係団体等を構成員として、顔の見える関係づくりを行っています。
- また、消費生活相談窓口等の各相談機関においては、ギャンブル等依存症問題に関する相談を受けた際の、具体的な連携方法や相談実施方法等を整理した対応マニュアル等の活用等により、連携協力体制の構築に努めています。

###### <今後の取組>

- 引き続き、愛知県精神保健福祉センターにおいて、ギャンブル等依存症対策関係機関連絡会議を実施し、ギャンブル等依存症問題の関係機関が相互理解を深め、包括的な連携協力体制を構築することにより、以下の取組を推進します。〔保健医療局〕
  - ① ギャンブル等依存症である者等やその家族等が早期に必要な治療や支援を受けられるよう、関係事業者、消費生活センター等の各種相談窓口において早期に発見し、精神保健福祉センター・保健所等の相談機関、専門医療機関等へと早期につなげられるようにする。

- ② ギャンブル等依存症は、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪などの問題に密接に関連することを踏まえ、包括的な連携協力体制を通じて、様々な機関が連携して対応する。
  - ③ ギャンブル等依存症である者等には、発達障害などの他の精神障害も抱える者もいることから、個々の状況に応じた適切な医療や支援につなげられるよう、包括的な連携協力体制の枠組みを活用する。
  - ④ 各機関の支援内容や課題の共有、改善策を検討するとともに、関係機関の支援内容を相互に周知・啓発するなどの連携した従業者教育・普及啓発を推進する。
- こうした取組を推進するため、ギャンブル等依存症対策関係機関連絡会議については、ギャンブル等依存症にとどまらず、関連する課題に応じた関係機関により構成することとします。〔保健医療局〕
- 地域の包括的な連携協力体制を構築するため、愛知県と連携して、ギャンブル等依存症に関する地域の実情に合わせた連携体制の構築を図ります。〔名古屋市健康福祉局〕



## (2) 関係事業者における責任者等の設置、従業員教育の推進等による体制整備

### <現状及び課題>

- 関係事業者においては、ギャンブル等依存症対策に関する責任者等の設置、従業員教育の推進等により、ギャンブル等依存症対策に関する体制整備を図っています。
- 各関係事業者における責任者等の設置、従業員教育の推進等の取組は次のとおりです。

#### 〔愛知県競馬組合（名古屋競馬場）における取組〕

- ・お客様対応方法等を規定した「地方競馬依存症相談窓口運用マニュアル」の策定及びそれに基づく依存症対応責任者の設置。

#### 〔JRA 中京競馬場における取組〕

- ・ギャンブル障害の専門的知見を有する精神科医を講師としたビデオ研修（JRA 本部作成）を実施。（2017年2回）
- ・中京競馬場を含む JRA 役職員向けに JRA 本部が eラーニングでの研修を実施。（2018年）
- ・JRA 本部が作成した「ギャンブル障害に関するお客様対応マニュアル」を活用。

#### 〔ボートレース蒲郡における取組〕

- ・ギャンブル等依存症担当者の配置及び依存症相談窓口運用マニュアルの整備による相談等への対応。
- ・全国モーターボート競走施行者協議会が主催するギャンブル等依存症担当者向け研修の受講。
- ・ギャンブル等依存症対策に係る責任者の設置。

#### 〔ボートレースとこなめにおける取組〕

- ・ギャンブル等依存症担当者の配置及び依存症相談窓口運用マニュアルの整備による相談等への対応。
- ・全国モーターボート競走施行者協議会が主催するギャンブル等依存症担当者向け研修の受講。
- ・ギャンブル等依存症対策に係る責任者の設置。

#### 〔名古屋競輪場における取組〕

- ・全国競輪施行者協議会が策定する「依存症相談窓口運用マニュアル」の活用による相談等への対応。

#### 〔豊橋競輪場における取組〕

- ・全国競輪施行者協議会が策定する「依存症相談窓口運用マニュアル」の活用による相談等への対応。
- ・ギャンブル等依存症担当者の選任及びギャンブル等依存症担当者向け研修の実施。

〔愛知県遊技業協同組合における取組〕

- ・ 所定の講習を受講したぱちんこ営業所の従業員の、ぱちんこへの依存防止対策の専門員である「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」としての配置

【参考】安心パチンコ・パチスロアドバイザーの配置数（2019年11月1日現在）

- ・ 配置店舗数： 461 店舗
- ・ 配置人数：1776 名
- ・ 風営適正化法施行規則に基づく管理者業務としての、ぱちんこへの依存防止対策の実施

＜今後の取組＞

- 関係事業者において、ギャンブル等依存症対策に関する責任者等の設置、従業員教育の推進等により、ギャンブル等依存症対策の体制整備を引き続き図ります。
- 愛知県遊技業協同組合において、依存（のめり込み）問題対応ガイドライン及び問題対応運用マニュアル等の活用により、依存症防止対策についての従業員教育の推進に努めます。
- ぱちんこに関しては、風営適正化法に基づく報告及び立入り等により、管理者による依存症防止対策の取組状況を適宜確認し、取組を促進します。  
〔警察本部〕

## 2 人材の確保

### <現状及び課題>

- ギャンブル等依存症は多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することから、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、ギャンブル等依存症問題に関する各分野において、ギャンブル等依存症問題に関し知識を有する人材の確保・養成を図る必要があります。

### <今後の取組>

- 適切な相談支援が地域において行えるよう、引き続き愛知県精神保健福祉センター及び名古屋市精神保健福祉センターこころぼにおいて行われる研修等により、市町村、保健所、相談支援事業所、医療機関等を対象とし、ギャンブル等依存症に対する正しい知識等の向上を図ります。(P26 参照)〔保健医療局、名古屋市健康福祉局〕
- 県保健所等においても、ギャンブル等依存症回復支援プログラムの内容を踏まえた相談支援が行えるよう、愛知県精神保健福祉センターにおいて、保健所職員等を対象としたギャンブル等依存症回復支援プログラム従事者養成研修を行います。(P26 参照)〔保健医療局〕
- 各種の課題に応じて行われる研修の機会の活用等により、福祉関係従事者に対し、ギャンブル等依存症問題や相談機関・治療機関に関する知識を周知し、ギャンブル等依存症問題に対する適切な支援を図ります。(P29 参照)〔福祉局〕
- 消費生活相談員等研修の機会を活用し、消費生活相談員等に対しギャンブル等依存症問題や相談機関・治療機関に関する知識や情報を提供するなど、関係局等との連携の取組を通じて、ギャンブル等依存症問題に対する適切な支援に努めます。(P31 参照)〔県民文化局〕
- 国の行う生活保護担当ケースワーカー全国研修会や県が行う生活保護関係職員研修の機会の活用等により、生活保護担当ケースワーカーに対しギャンブル等依存症問題や相談機関・治療機関に関する知識を周知し、ギャンブル等依存症問題に対する適切な支援を図ります。(P32 参照)〔福祉局〕
- ギャンブル等依存症に関する専門プログラムが医療機関において行えるよう、愛知県精神保健福祉センター及び名古屋市精神保健福祉センターこころぼにおいて、医療機関従事者等を対象としたギャンブル等依存症回復支援プログラム従事者養成研修を行います。(P38 参照)〔保健医療局、名古屋市健康福祉局〕

- ヤング・ジョブ・あいち等の就労支援窓口の就労支援関係者に対して、愛知県精神保健福祉センター等において行われる研修の活用等により、ギャンブル等依存症問題や相談機関・治療機関に関する知識の向上を図ります。(P42 参照)〔労働局〕
  
- 国の実施する、生活困窮者自立支援法に基づく事業に従事する支援員に対する研修等の機会の活用等により、生活困窮者支援を担当する職員に対しギャンブル等依存症問題や相談機関・治療機関に関する知識を周知し、ギャンブル等依存症問題に対する適切な支援を図ります。(P43 参照)〔福祉局〕

## IV 多重債務問題等への取組

### 対策の方向性

- ギャンブル等依存症が多重債務問題、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の解決に資するため、多重債務問題における取組や違法なギャンブル等の取締り等の強化により、ギャンブル等依存症問題の対策を進めます。

### 1 多重債務問題への取組

#### <現状及び課題>

- 2018年4月、日本貸金業協会において貸付自粛制度が拡充され、ギャンブル等依存症が対象に追加されています。また、一般社団法人全国銀行協会においても、2019年3月より、同制度の運用が開始されています。
- 本県における登録貸金業者は52業者（2019年9月末）であり、各事業者においては同制度の適切な運用に取り組んでいます。
- 本県においては、貸金業に対する監督業務に際して、立入検査実施時に個人信用情報機関の登録情報を適切に使用しているか確認しており、貸付自粛制度の登録がある個人に対しては、融資に応じないことを確認及び指導しています。
- また、多重債務問題や悪質金融業者に対する相談窓口に関するパンフレットを作成し、市町村、商工会・商工会議所、貸金業関係機関等に配布し、多重債務問題等の被害軽減を図っています。

#### <今後の取組>

- 引き続き、貸金業に対する監督業務等を通じて、貸付自粛制度の運用状況を確認する等、適切な運用の確保に努めます。〔経済産業局〕
- また、貸金業関係機関等と連携し、リーフレットの配布などの、当該制度を必要とする者に的確に伝わるような周知が推進されるよう努めます。〔経済産業局〕

## 2 違法なギャンブル等の取締りの強化

### <現状及び課題>

- 警察においては、違法な賭博店等の厳正な取締りを推進しており、2018年中、店舗に設置されたゲーム機等使用に係る賭博事犯を4件検挙しています。
- しかし、厳正な取締りにもかかわらず、賭博事犯が依然として発生しており、また、警察の取締りから逃れるための対策も巧妙化しています。

### <今後の取組>

- 引き続き、違法な賭博店等に係る情報の収集に努めるとともに、厳正な取締りを実施します。〔警察本部〕
- 参議院・内閣委員会におけるギャンブル等依存症対策基本法案に対する付帯決議第11項も踏まえ、違法ギャンブル等の排除と風俗環境の浄化を推進します。〔警察本部〕

○ギャンブル等依存症対策基本法案に対する参議院・内閣委員会における付帯決議  
第11項

警察当局は、違法に行われるギャンブル等について、取締りを一層強化すること。

### 第三章 ギャンブル等依存症対策の推進体制と進行管理等

- ギャンブル等依存症対策の推進に当たっては、ギャンブル等依存症問題に関する他の施策との連携が図られるよう、相互に必要な連絡・調整を行いつつ本計画の取組を推進します。

#### <連携が図られる必要がある主な関係施策等>

- ・アルコール、薬物依存に関する各施策
  - ・愛知県地域保健医療計画（計画期間：2018年度から2023年度）
  - ・健康日本21 あいち新計画（計画期間：2013年度から2022年）
  - ・愛知県アルコール健康障害対策推進計画（計画期間：2017年度から2022年度）
- 計画を着実に推進するため、計画の目標の達成状況や施策の進捗状況については、有識者等により構成されるギャンブル等依存症対策推進協議会を設置し、意見聴取を行うことにより、適切に進行管理を行います。
  - 計画に位置付けた取組の進捗状況や社会情勢の変化などを踏まえ、計画期間が終了する前であっても必要に応じて見直しを行います。
  - 計画に係る取組を広く県民へ周知し、ギャンブル等依存症問題に対する啓発を行うために、ウェブページ等を活用し計画を公表するとともに、ギャンブル等依存症問題啓発週間等の機会をとらえ、計画に関する積極的な周知を行います。